

春日部市公民館運営審議会条例の一部を改正する条例

春日部市公民館運営審議会条例（平成１７年条例第１８１号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の条（以下「改正前の条」という。）の表示及びそれに対応する改正後の欄の条（以下「改正後の条」という。）の表示に下線が引かれた場合にあっては、当該改正前の条を当該改正後の条とする。
- (2) 次の表中、改正後の条に対応する改正前の条が存在しない場合にあっては、当該改正後の条を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第１号に掲げる場合を除く。

改正後	改正前														
（設置） 第１条 社会教育法（昭和24年法律第207号）第29条第１項の規定に基づき、<u>春日部市中央公民館（以下「中央公民館」という。）に春日部市公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。</u>	（設置） 第１条 社会教育法（昭和24年法律第207号）第29条第１項の規定に基づき、<u>次に掲げる公民館運営審議会を置く。</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th>審議会の名称</th><th>所掌の範囲</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>春日部市中央公民館運営審議会</u></td><td><u>春日部市中央公民館における各種の事業</u></td></tr> <tr> <td><u>春日部市粕壁地区公民館運営審議会</u></td><td><u>春日部市粕壁地区公民館及び春日部市粕壁南公民館における各種の事業</u></td></tr> <tr> <td><u>春日部市内牧地区公民館運営審議会</u></td><td><u>春日部市内牧地区公民館及び春日部市内牧南公民館における各種の事業</u></td></tr> <tr> <td><u>春日部市豊春地区公民館運営審議会</u></td><td><u>春日部市豊春地区公民館及び春日部市豊春第二公民館における各種の事業</u></td></tr> <tr> <td><u>春日部市武里地区公民館運営審議会</u></td><td><u>春日部市武里地区公民館及び春日部市武里東公民館における各種の事業</u></td></tr> <tr> <td><u>春日部市幸松地区公民館運営審議会</u></td><td><u>春日部市幸松地区公民館及び春日部市幸松第二公民館における各種の事業</u></td></tr> </tbody> </table>	審議会の名称	所掌の範囲	<u>春日部市中央公民館運営審議会</u>	<u>春日部市中央公民館における各種の事業</u>	<u>春日部市粕壁地区公民館運営審議会</u>	<u>春日部市粕壁地区公民館及び春日部市粕壁南公民館における各種の事業</u>	<u>春日部市内牧地区公民館運営審議会</u>	<u>春日部市内牧地区公民館及び春日部市内牧南公民館における各種の事業</u>	<u>春日部市豊春地区公民館運営審議会</u>	<u>春日部市豊春地区公民館及び春日部市豊春第二公民館における各種の事業</u>	<u>春日部市武里地区公民館運営審議会</u>	<u>春日部市武里地区公民館及び春日部市武里東公民館における各種の事業</u>	<u>春日部市幸松地区公民館運営審議会</u>	<u>春日部市幸松地区公民館及び春日部市幸松第二公民館における各種の事業</u>
審議会の名称	所掌の範囲														
<u>春日部市中央公民館運営審議会</u>	<u>春日部市中央公民館における各種の事業</u>														
<u>春日部市粕壁地区公民館運営審議会</u>	<u>春日部市粕壁地区公民館及び春日部市粕壁南公民館における各種の事業</u>														
<u>春日部市内牧地区公民館運営審議会</u>	<u>春日部市内牧地区公民館及び春日部市内牧南公民館における各種の事業</u>														
<u>春日部市豊春地区公民館運営審議会</u>	<u>春日部市豊春地区公民館及び春日部市豊春第二公民館における各種の事業</u>														
<u>春日部市武里地区公民館運営審議会</u>	<u>春日部市武里地区公民館及び春日部市武里東公民館における各種の事業</u>														
<u>春日部市幸松地区公民館運営審議会</u>	<u>春日部市幸松地区公民館及び春日部市幸松第二公民館における各種の事業</u>														

(所掌事務)

第2条 審議会は、中央公民館の館長の諮問に応じ、中央公民館及び地区の公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議する。

(委員)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

春日部市豊野地区 公民館運営審議会	春日部市豊野地区公民館及び春日部市藤塚公民館における各種の事業
春日部市武里南地区 公民館運営審議会	春日部市武里南地区公民館及び春日部市武里大枝公民館における各種の事業
春日部市庄和地区 公民館運営審議会	春日部市庄和地区公民館、春日部市庄和北公民館及び春日部市庄和南公民館における各種の事業

(委員)

第2条 春日部市中央公民館運営審議会（以下「中央公民館審議会」という。）にあっては委員12人以内、春日部市粕壁地区公民館運営審議会、春日部市内牧地区公民館運営審議会、春日部市豊春地区公民館運営審議会、春日部市武里地区公民館運営審議会、春日部市幸松地区公民館運営審議会、春日部市豊野地区公民館運営審議会、春日部市武里南地区公民館運営審議会及び春日部市庄和地区公民館運営審議会（以下「地区公民館審議会」という。）にあっては委員5人以内をもって組織する。

(会長及び副会長)

第3条 中央公民館審議会及び地区公民館審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、中央公民館審議会及び地区公民館審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

(会議)

第4条 中央公民館審議会及び地区公民館審議会の会議は、会長が招集する。

2 中央公民館審議会及び地区公民館審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 中央公民館審議会及び地区公民館審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のと

(意見聴取等) 第6条 <u>審議会</u>は、審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。 (庶務) 第7条 <u>審議会</u>の庶務は、教育委員会事務局社会教育部中央公民館において処理する。 (委任) 第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、<u>審議会</u>が定める。	きは、議長の決するところによる。 (意見聴取等) 第5条 <u>中央公民館審議会及び地区公民館審議会</u>は、審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。 (庶務) 第6条 <u>中央公民館審議会及び地区公民館審議会</u>の庶務は、教育委員会事務局社会教育部中央公民館において処理する。 (委任) 第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、<u>中央公民館審議会及び地区公民館審議会</u>が定める。
--	---

附 則

この条例は、平成23年6月1日から施行する。